

No. 9

令和5年（12月）

第5回定例会議案
参 考 資 料

熊谷市

目 次

議案番号	参考資料名	所管課	頁
第 7 6 号	熊谷市印鑑条例の一部を改正する条例案新旧対照表	市 民 課	1
第 7 7 号	熊谷市災害派遣手当等の額に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表	危機管理課	2
第 7 8 号	熊谷市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表	障害福祉課	3
第 7 9 号	熊谷市立児童クラブ条例の一部を改正する条例案新旧対照表	保 育 課	5
第 8 0 号	熊谷市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案新旧対照表	保険年金課	6
第 8 1 号	熊谷市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照表	保 育 課	1 4
第 8 2 号	熊谷市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表	障害福祉課 こども課	1 6

議案第 76 号の参考資料

熊谷市印鑑条例の一部を改正する条例案新旧対照表

熊谷市印鑑条例（平成 17 年条例第 16 号）

（下線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（印鑑登録証明書の交付）</p> <p>第 10 条 （略）</p> <p>2 前条及び前項の規定にかかわらず、印鑑登録者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 14 年法律第 153 号）第 22 条第 1 項に規定する <u>個人番号カード用利用者証明用電子証明書</u>が記録されているものに限る。）又は <u>移動端末設備（同法第 16 条の 2 第 1 項に規定する移動端末設備をいい、同法第 35 条の 2 第 1 項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録された電磁的記録媒体が組み込まれたものに限る。）</u>を用いて、本市の電子計算機と電気通信回線により接続された端末機により前項の印鑑登録証明書の交付を受けることができる。</p>	<p>（印鑑登録証明書の交付）</p> <p>第 10 条 （略）</p> <p>2 前条及び前項の規定にかかわらず、印鑑登録者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 14 年法律第 153 号）第 22 条第 1 項に規定する <u>自己に係る利用者証明用電子証明書</u>が記録されているものに限る。）を用いて、本市の電子計算機と電気通信回線により接続された端末機により前項の印鑑登録証明書の交付を受けることができる。</p>

議案第 77 号の参考資料

熊谷市災害派遣手当等の額に関する条例の一部を改正する条例
案新旧対照表

熊谷市災害派遣手当等の額に関する条例（平成 17 年条例第 21 号）

（下線部分は改正部分）

改 正 案				現 行			
<p>災害対策基本法施行令（昭和 37 年政令第 288 号）第 19 条及び大規模災害からの復興に関する法律施行令（平成 25 年政令第 237 号）第 43 条の規定により条例で定める災害派遣手当、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成 16 年政令第 275 号）第 38 条（同令第 52 条において準用する場合を含む。）の規定により災害対策基本法施行令第 19 条の規定の例によることとされる条例で定める武力攻撃災害等派遣手当並びに新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成 25 年政令第 122 号）<u>第 4 条の 5</u>の規定により災害対策基本法施行令第 19 条の規定の例によることとされる条例で定める<u>特定新型インフルエンザ等対策派遣手当</u>の額は、次のとおりとする。</p>				<p>災害対策基本法施行令（昭和 37 年政令第 288 号）第 19 条及び大規模災害からの復興に関する法律施行令（平成 25 年政令第 237 号）第 43 条の規定により条例で定める災害派遣手当、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成 16 年政令第 275 号）第 38 条（同令第 52 条において準用する場合を含む。）の規定により災害対策基本法施行令第 19 条の規定の例によることとされる条例で定める武力攻撃災害等派遣手当並びに新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成 25 年政令第 122 号）<u>第 10 条</u>の規定により災害対策基本法施行令第 19 条の規定の例によることとされる条例で定める<u>新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当</u>の額は、次のとおりとする。</p>			
市内に滞在する期間	30日以内の期間	30日を超え60日以内の期間	60日を超える期間	市内に滞在する期間	30日以内の期間	30日を超え60日以内の期間	60日を超える期間
施設の 利用区分				施設の 利用区分			
公用の施設又はこれに準ずる施設（1日につき）	3,970円	3,970円	3,970円	公用の施設又はこれに準ずる施設（1日につき）	3,970円	3,970円	3,970円
その他の施設（1日につき）	6,620円	5,870円	5,140円	その他の施設（1日につき）	6,620円	5,870円	5,140円

議案第 78 号の参考資料

熊谷市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

熊谷市重度心身障害者医療費支給に関する条例（平成 17 年条例第 157 号）

（下線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（対象者）</p> <p>第 3 条 助成金の支給の対象となる者（以下「対象者」という。）は、医療保険各法に規定する被保険者、組合員又は加入者（以下「被保険者等」という。）及び被扶養者である重度心身障害者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 市内に住所を有する者。ただし、次に掲げる者を除く。</p> <p>ア （略）</p> <p><u>イ 他の市町村から援護を受け、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 8 条第 1 項に規定する特定施設に入居し、又は同条第 2 5 項に規定する介護保険施設に入所している者</u></p> <p><u>ウ 他の市町村長が老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 11 条第 1 項第 1 号の規定により、同法第 20 条の 4 に規定する養護老人ホームに入所を委託している者</u></p> <p><u>エ～コ （略）</u></p> <p>(2) （略）</p> <p>(3) <u>本市から援護を受け、本市の区域外に設置されている介護保険法第 8 条第 1 項に規定する特定施設に入居し、又は同条第 2 5 項に規定する介護保険施設に入所している者</u></p> <p>(4) <u>市長が老人福祉法第 11 条第 1 項第 1 号の規定により、本市の区域外に設置されている同法第 20 条の 4 に規定する養護老人ホームに入所を委託している者</u></p> <p><u>(5)～(13) （略）</u></p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号</p>	<p>（対象者）</p> <p>第 3 条 助成金の支給の対象となる者（以下「対象者」という。）は、医療保険各法に規定する被保険者、組合員又は加入者（以下「被保険者等」という。）及び被扶養者である重度心身障害者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 市内に住所を有する者。ただし、次に掲げる者を除く。</p> <p>ア （略）</p> <p><u>イ～ク （略）</u></p> <p>(2) （略）</p> <p><u>(3)～(11) （略）</u></p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号</p>

改 正 案	現 行
<p>のいずれかに該当する者は、対象としない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 熊谷市こども医療費の助成に関する条例(平成17年条例第140号)に基づき医療費の支給を現に受けている者</u></p> <p><u>(6) 熊谷市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例(平成17年条例第141号)に基づき医療費の支給を現に受けている者</u></p> <p><u>(7) 他の都道府県又は市町村が実施する医療費支給事業により医療費の支給を現に受けている者</u></p>	<p>のいずれかに該当する者は、対象としない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>

議案第79号の参考資料

熊谷市立児童クラブ条例の一部を改正する条例案新旧対照表

熊谷市立児童クラブ条例（平成18年条例第36号）

（下線部分は改正部分）

改正案		現行	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
名称	位置	名称	位置
熊谷市立第2佐谷田児童クラブ	（略）	熊谷市立第2佐谷田児童クラブ	（略）
熊谷市立第3佐谷田児童クラブ	熊谷市佐谷田1030番地		
熊谷市立南児童クラブ	（略）	熊谷市立南児童クラブ	（略）
熊谷市立第2南児童クラブ	熊谷市榎町343番地		
熊谷市立第2別府児童クラブ	熊谷市西別府35番地2	熊谷市立第2別府児童クラブ	熊谷市西別府29番地1
熊谷市立荒川児童クラブ	（略）	熊谷市立荒川児童クラブ	（略）
熊谷市立桜木児童クラブ	熊谷市桜木町二丁目33番地1		

議案第 80 号の参考資料

熊谷市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案新旧対照表
熊谷市国民健康保険税条例（平成 18 年条例第 176 号）

（下線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（課税額）</p> <p>第 2 条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第 2 項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>22 万円</u> を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>22 万円</u> とする。</p> <p>4 （略）</p> <p>（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額）</p> <p>第 3 条 前条第 2 項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。以下「法」という。）第 314 条の 2 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第 2 項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に <u>100 分の 6.92</u> を乗じて算定する。</p> <p>2 （略）</p> <p>（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額）</p> <p>第 5 条 第 2 条第 2 項の被保険者均等割額は、被保険者 1 人について <u>31,500 円</u> とする。</p> <p>（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額）</p> <p>第 6 条 第 2 条第 3 項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に <u>100 分の 2.32</u> を乗じて算定する。</p> <p>（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額）</p>	<p>（課税額）</p> <p>第 2 条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第 2 項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>20 万円</u> を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>20 万円</u> とする。</p> <p>4 （略）</p> <p>（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額）</p> <p>第 3 条 前条第 2 項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。以下「法」という。）第 314 条の 2 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第 2 項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に <u>100 分の 6.9</u> を乗じて算定する。</p> <p>2 （略）</p> <p>（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額）</p> <p>第 5 条 第 2 条第 2 項の被保険者均等割額は、被保険者 1 人について <u>28,500 円</u> とする。</p> <p>（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額）</p> <p>第 6 条 第 2 条第 3 項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に <u>100 分の 2.2</u> を乗じて算定する。</p> <p>（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額）</p>

改正案	現行
<p>第7条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>13,500円</u>とする。</p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)</p> <p>第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の1.86</u>を乗じて算定する。</p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)</p> <p>第9条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について<u>13,500円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第22条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には65万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>22万円</u>を超える場合には<u>22万円</u>)及び同条第4項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には17万円)の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所</p>	<p>第7条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>13,000円</u>とする。</p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)</p> <p>第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の1.7</u>を乗じて算定する。</p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)</p> <p>第9条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について<u>12,500円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第22条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には65万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>20万円</u>を超える場合には<u>20万円</u>)及び同条第4項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には17万円)の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所</p>

改正案	現行
<p>得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>22,050円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>9,450円</u></p> <p>ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人につい</p>	<p>得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>19,950円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>9,100円</u></p> <p>ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人につい</p>

改正案	現行
<p>て <u>9,450円</u></p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>15,750円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>6,750円</u></p> <p>ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>6,750円</u></p> <p>(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき53万5,000円を加算した金額を超えない世帯に</p>	<p>て <u>8,750円</u></p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>14,250円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>6,500円</u></p> <p>ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>6,250円</u></p> <p>(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき53万5,000円を加算した金額を超えない世帯に</p>

改正案	現行
<p>係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）</p>	<p>係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）</p>
<p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>6,300円</u></p>	<p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>5,700円</u></p>
<p>イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>2,700円</u></p>	<p>イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>2,600円</u></p>
<p>ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>2,700円</u></p>	<p>ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>2,500円</u></p>
<p>2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下この項において「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p>	<p>2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下この項において「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p>
<p>(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>ア 前項第1号アに掲げる額を減額した世帯 <u>4,725円</u></p> <p>イ 前項第2号アに掲げる額を減額した世帯 <u>7,875円</u></p> <p>ウ 前項第3号アに掲げる額を減額した世帯 <u>12,600円</u></p>	<p>(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>ア 前項第1号アに掲げる額を減額した世帯 <u>4,275円</u></p> <p>イ 前項第2号アに掲げる額を減額した世帯 <u>7,125円</u></p> <p>ウ 前項第3号アに掲げる額を減額した世帯 <u>11,400円</u></p>

改正案	現行
<p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>15,750円</u></p> <p>(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>ア 前項第1号イに掲げる額を減額した世帯 <u>2,025円</u></p> <p>イ 前項第2号イに掲げる額を減額した世帯 <u>3,375円</u></p> <p>ウ 前項第3号イに掲げる額を減額した世帯 <u>5,400円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>6,750円</u></p>	<p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>14,250円</u></p> <p>(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>ア 前項第1号イに掲げる額を減額した世帯 <u>1,950円</u></p> <p>イ 前項第2号イに掲げる額を減額した世帯 <u>3,250円</u></p> <p>ウ 前項第3号イに掲げる額を減額した世帯 <u>5,200円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>6,500円</u></p>
<p><u>3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「<u>出産被保険者</u>」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</u></p> <p>(1) <u>国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、<u>出産の日</u>。以下同じ。）の属する月（以下「<u>出産予定月</u>」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、<u>3月前</u>）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「<u>産前産後期間</u>」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u></p> <p>(2) <u>国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当</u></p>	

改正案	現 行
<p>該出産被保険者につき第5条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(3) <u>国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額</u> 当該出産被保険者につき第6条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(4) <u>国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額</u> 当該出産被保険者につき第7条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(5) <u>国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額</u> 当該出産被保険者につき第8条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(6) <u>国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額</u> 当該出産被保険者につき第9条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p>	

改 正 案	現 行
<p>(特例対象被保険者等に係る申告) 第 2 3 条の 2 (略) <u>(出産被保険者に係る届出)</u> 第 2 3 条の 3 <u>国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 2 5 年法律第 2 7 号)第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)</u></p> <p>(2) <u>出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号</u></p> <p>(3) <u>出産の予定日</u></p> <p>(4) <u>単胎妊娠又は多胎妊娠の別</u></p> <p>(5) <u>その他市長が必要と認める事項</u></p> <p>2 <u>前項の届書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を添えなければならない。</u></p> <p>(1) <u>出産の予定日を明らかにすることができる書類</u></p> <p>(2) <u>多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにすることができる書類</u></p> <p>(3) <u>出産後に前項に規定する届出を行う場合には、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類</u></p> <p>3 <u>第 1 項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の 6 月前から行うことができる。</u></p> <p>4 <u>第 1 項の規定にかかわらず、市長が、当該出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第 2 項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができる場合は、第 1 項の規定による届出を省略させることができる。</u></p>	<p>(特例対象被保険者等に係る申告) 第 2 3 条の 2 (略)</p>

議案第 8 1 号の参考資料

熊谷市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照表
熊谷市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年条例第 2 9 号）

（下線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（特定教育・保育の取扱方針）</p> <p>第 1 6 条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 認定こども園（認定こども園法第 3 条第 1 項又は第 3 項の認定を受けた施設及び<u>同条第 1 0 項</u>の規定による公示がされた施設に限る。） 次号及び第 4 号に掲げる事項</p> <p>(3)・(4) （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（特別利用保育の基準）</p> <p>第 3 6 条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第 1 項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第 2 8 条第 1 項の特例施設型給付費をいう。次条第 3 項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この章（第 7 条第 3 項、第 8 条第 2 項及び第 2 7 条を除く。）の規定を適用する。この場合において、第 7 条第 2 項中「認定こども園及び幼稚園」とあるのは「特別利用保育を提供している施設」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに」とあるのは「<u>同号又は同条第 2 号</u>に掲げる小学校就学前子どもに」と、第 1 4 条第 2 項中「第 2 7 条第 3 項第 1 号に掲げる額」とあるのは「第 2 8 条第 2 項第 2 号の内閣総理大臣が</p>	<p>（特定教育・保育の取扱方針）</p> <p>第 1 6 条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 認定こども園（認定こども園法第 3 条第 1 項又は第 3 項の認定を受けた施設及び<u>同条第 1 1 項</u>の規定による公示がされた施設に限る。） 次号及び第 4 号に掲げる事項</p> <p>(3)・(4) （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（特別利用保育の基準）</p> <p>第 3 6 条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第 1 項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第 2 8 条第 1 項の特例施設型給付費をいう。次条第 3 項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この章（第 7 条第 3 項、第 8 条第 2 項及び第 2 7 条を除く。）の規定を適用する。この場合において、第 7 条第 2 項中「認定こども園及び幼稚園」とあるのは「特別利用保育を提供している施設」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに」とあるのは「<u>同条第 1 号又は第 2 号</u>に掲げる小学校就学前子どもに」と、第 1 4 条第 2 項中「第 2 7 条第 3 項第 1 号に掲げる額」とあるのは「第 2 8 条第 2 項第 2 号の内閣総理大</p>

改正案	現行
<p>定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(7)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ(4)中「除く」とあるのは「除き、特別利用保育を受ける者を含む」とする。</p> <p>（特別利用教育の基準）</p> <p>第37条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、この章（第7条第3項、第8条第2項及び第27条を除く。）の規定を適用する。この場合において、第7条第2項中「<u>認定こども園及び幼稚園</u>」とあるのは「<u>特別利用教育を提供している施設</u>」と、「法第19条第1号」とあるのは「法第19条第2号」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに」とあるのは「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに」と、「<u>同号に掲げる小学校就学前子どもの</u>」とあるのは「<u>同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの</u>」と、第14条第2項中「第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(7)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ(4)中「を除く」とあるのは「及び特別利用教育を受ける者を除く」とする。</p>	<p>臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(7)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ(4)中「除く」とあるのは「除き、特別利用保育を受ける者を含む」とする。</p> <p>（特別利用教育の基準）</p> <p>第37条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、この章（第7条第3項、第8条第2項及び第27条を除く。）の規定を適用する。この場合において、第7条第2項中「法第19条第1号」とあるのは「法第19条第2号」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに」とあるのは「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに」と、第14条第2項中「第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(7)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ(4)中「を除く」とあるのは「及び特別利用教育を受ける者を除く」とする。</p>

議案第 8 2 号の参考資料

熊谷市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

熊谷市個人番号の利用に関する条例（平成 2 7 年条例第 4 1 号）
（下線部分は改正部分）

改 正 案			現 行		
別表第 1（第 3 条関係）			別表第 1（第 3 条関係）		
執行機関	事務		執行機関	事務	
1 市長	熊谷市子ども医療費の助成に関する条例（平成 1 7 年条例第 1 4 0 号）による子ども医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの				
2 市長	熊谷市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例（平成 1 7 年条例第 1 4 1 号）によるひとり親家庭等医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの				
3 市長	熊谷市重度心身障害者医療費支給に関する条例（平成 1 7 年条例第 1 5 7 号）による重度心身障害者医療費助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの				
4 市長	（略）		市長	（略）	
別表第 2（第 3 条関係）			別表第 2（第 3 条関係）		
執行機関	事務	特定個人情報	執行機関	事務	特定個人情報
1 市長	熊谷市子ども医療費の助成に関する条例による子ども医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの			
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの			
		医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの			
2 市長	熊谷市ひとり	地方税関係情			

